

総社市立保育所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月20日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第13号

総社市立保育所条例の一部を改正する条例

総社市立保育所条例（平成17年総社市条例第127号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|---|
| <p>(保育所の入所) 第7条 保育所に入所できる児童は、<u>総社市保育の必要性の認定基準に関する条例（平成26年総社市条例第25号）第3条</u>の規定に該当する者とする。 2 略</p> | <p>(保育所の入所) 第7条 保育所に入所できる児童は、<u>総社市保育の実施に関する条例（平成17年総社市条例第128号）第2条</u>の規定に該当する者とする。 2 略</p> |

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。